

## 文書の特定に係る文例（求める文書の記載例）

文書特定に記載例です。これらを参考に開示請求書の該当箇所を記載してください。

- ◆労災保険給付
- ◆労働災害
- ◆労働問題
- ◆ハローワークでの職業相談
- ◆その他

なお、労働基準関係では、「労災保険給付」「労働災害」「労働問題」といった業務内容により、部署や行政文書が分かれています。

このため、複数の業務にまたがる行政文書の開示を請求する場合は、各行政文書を保有する部署ごとに開示請求書を作成してください（収入印紙も各々に貼付）。

### 1 労災保険給付関係

労働基準監督署が労災保険給付に関する決定を行った際に作成した、調査内容、決定の理由又は経緯等を記載した文書を確認したい場合（労働基準監督署が労災給付の決定を行う際、複雑な事案などで調査を実施した際には、調査内容及び結果を取りまとめた文書を作成しています。）

#### 【1-1】 労災認定時の調査書

##### <負傷日で特定する場合>

私が令和 XX 年 XX 月 XX 日発生の業務災害（通勤災害）で負傷した件について、△△労働基準監督署長が労災認定した際に、同監督署で作成された調査復命書及び添付書類。

##### <決定日で特定する場合>

私の◇◇疾患に関する労災請求について、△△労働基準監督署長が、令和 XX 年 XX 月 XX 日付けで不支給決定を行った際の調査復命書及び添付書類。

##### <疾病の場合>

私の◇◇疾患に関する労災請求について、△△労働基準監督署が調査を行ったことにより作成した調査結果復命書及び添付書類。

#### 【1-2】 給付全般

私が令和 XX 年 XX 月 XX 日に業務災害（通勤災害）で負傷した件に関し、△△労働基準監督署へ提出した、◇◇（補償）等給付請求書、これに係る支給決定決議書、調査復命書及び添付書類。

【1-3】 障害（補償）等給付

**<診断書のみの場合>**

私が令和 XX 年 XX 月 XX 日に業務災害（通勤災害）で負傷した件に関し、△△労働基準監督署に提出した障害補償請求書に添付の診断書。

**<調査結果を知りたい場合>**

私が令和 XX 年 XX 月 XX 日発生の業務災害（通勤災害）で負傷した件について、残った後遺障害に関し、△△労働基準監督署で作成された調査結果復命書及び添付書類。

【1-4】 遺族（補償）等給付

私の夫 ○○ ○○（生年月日）が、令和 XX 年 XX 月 XX 日に◇◇疾患で死亡した件で、私が△△労働基準監督署へ請求した遺族(補償)等給付に係る調査復命書及び添付書類。

※ 遺族の情報については、遺族を本人とする保有個人情報と解される場合に開示請求権がありますが、死者の情報については、原則、不開示となります。

【1-5】 労災指定医療機関及び指定薬局で療養の給付を受けた際の請求内容を確認したい場合（現物給付）

**<医療機関等が特定でき、かつ、少数の場合>** ※1, 2

私が令和 XX 年 XX 月 XX 日に業務災害（通勤災害）で負傷した件に関し、◇◇病院、□□クリニック及び◆◆薬局から富山労働局へ提出されたレセプト。

**<医療機関が多数ある場合や名称がわからない場合>** ※1, 2

私が令和 XX 年 XX 月 XX 日に業務災害（通勤災害）で負傷した件に関し、富山県内の労災指定病院(及び指定薬局)から富山労働局に提出されたレセプト（令和○○年度分）。

※1 レセプトは、年度（4月～翌年3月）ごとに1件分の手数料(収入印紙 300円)が必要です。

※2 富山労働局が保有しているのは、富山県内の労災指定の医療機関及び薬局から富山労働局に請求されたレセプトです。指定の医療機関・薬局が富山県外の場合は、当該医療機関・薬局を管轄する労働局に開示請求を行ってください。

【1-6】 労災指定医療機関以外で治療した際の内容を確認したい場合（費用払い）

私が令和 XX 年 XX 月 XX 日に業務災害（通勤災害）で負傷した件について、△△労働基準監督署に提出した療養（補償）給付たる療養の費用請求書及び添付書類。

## 2 労働災害関係

「労働者が労働災害により死亡又は休業した」等の場合、事業者は、労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなければなりません。

また、労働基準監督署においては、労働災害を契機として職員が事業場に対する調査を行った際には、その結果を取りまとめた調査復命書を作成します。

### 【2-1】死傷病報告（会社が労働基準監督署へ報告した内容を確認したい場合）

令和XX年XX月XX日に（株）◇◇で発生した、私に係る労働災害の件について、（株）◇◇が、△△労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告及び添付書類。  
※ 通勤災害の場合は報告する必要がないため行政文書は存在しません。

### 【2-2】調査復命書（被災した労働災害について、労働基準監督署が災害の状況や原因の調査を行った結果を取りまとめた文書の内容を確認したい場合）

令和XX年XX月XX日に（株）◇◇で発生した、私に係る労働災害の件について、△△労働基準監督署が調査したことにより作成した調査復命書及び添付書類。

## 3 労働問題関係（申告、相談、助言・指導、あっせん）

労働者と事業主との間で発生した労働条件やハラスメント等のトラブルを、労働局や労働基準監督署の総合労働相談コーナーに相談すると「労働相談票」を作成します（ただし、法令の簡単な説明で終了した場合は作成しないことがあります。）。

また、勤務する会社の労働条件のことで労働基準監督署へ申告した場合、申告を受けた監督官は、「申告処理台帳」を作成し、また、対象事業場に対して監督指導を行った場合には「監督復命書」を作成します。

### 【3-1】労働相談票

私が、令和XX年XX月XX日（令和XX年XX月頃）、△△労働基準監督署において、（株）◇◇の労働条件に関する相談を行った際に作成された労働相談票及び添付書類。

### 【3-2】申告処理台帳

私が、令和XX年XX月XX日（令和XX年XX月頃）、△△労働基準監督署に対して、（株）◇◇の◆◆◆（賃金未払いなど具体的に）に関する申告を行ったことにより作成された申告処理台帳及び添付書類。

### 【3-3】あっせん処理票（助言・指導処理票）

令和XX年XX月XX日（令和XX年XX月頃）に、私が富山労働局長にあっせん申請（又は助言・指導の申出）した件についてのあっせん処理票（又は助言・指導処理票）及び添付書類。

#### 4 ハローワークでの職業相談関係

【4-1】 職業相談記録（求職活動を行う際、公共職業安定所（ハローワーク）において職業相談をしたときの記録を確認したい場合）

私が、令和 XX 年 XX 月から令和 XX 年 XX 月に△△公共職業安定所において職業相談した内容が記載された職業相談記録。

【4-2】 求職票

私が令和 XX 年 XX 月に△△公共職業安定所で求職申込みを行った際に作成された求職票。

#### 5 その他

【5-1】 時間外労働・休日労働に関する協定届

（株）◇◇の代表取締役である私が作成し、令和 XX 年 XX 月頃に△△労働基準監督署に提出した、時間外労働・休日労働に関する協定届（添付書類を含む）。